

個人情報保護法への対応は不要と思いませんか？

はじめに

現在開会中の国会では、約 120 年ぶりという民法（債権法）の改正を筆頭に、個人情報保護法、マイナンバー法、労働基準法、労働者派遣法など、企業経営に大きな影響を与える改正が予定されています。

これらの改正される法律の中から、今回は個人情報保護法を取り上げたいと思います。

5000件基準の撤廃

今回の個人情報保護法の改正のポイントは、①個人情報の定義の明確化、②適切な規律の下での個人情報等の有用性の確保（ビッグデータの活用に備えた「匿名加工情報」の新設など）、③個人情報の保護の強化、④個人情報保護委員会の新設、⑤個人情報の取扱いのグローバル化への対応、といったところですが、③に絡んで、「個人情報取扱事業者」の定義が見直されたことは、多くの中小企業・個人事業主に大きな影響を与えます。

すなわち、現在では、個人情報データベース等（*1）を構成する個人情報が5000件以下の小規模事業者は、「個人情報取扱事業者」から除外されていますが、今回の改正で除外規定が削除されるため、改正法の施行後（*2）は、個人情報データベースを事業に用いている事業者は、すべて「個人情報取扱事業者」となります。

このことは、今まで個人情報について特段の意識を持っていなかった事業者に、個人情報保護法に従った対応を求めることにはかなりません。

*1 メールソフトのアドレス帳、携帯電話の電話帳、従業員名簿、顧客台帳等も含まれます。

*2 施行日は、公布した日から2年を超えない範囲内において政令で定められます。

「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」とは？

改正後の「個人情報」とは、生存する個人の情報のうち、①氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）と、②個人識別符号です。

①は現行法と内容は変わりません。

特定の個人を識別できるメールアドレス（例：下記の筆者のメールアドレス）なども含まれます。法人等の団体そのものに関する情報は含まれません。

②は改正法で加わる部分で、詳細は改正後に政令で定められる予定です。

例えば、指紋データ、顔認識データ、旅券番号、免許証番号、携帯電話番号が考えられているようです。

「個人データ」とは、個人情報のうち、特定の個人情報を検索できるように体系的に構成された個人情報データベース等に含まれる個人情報をいいます。

「保有個人データ」とは、個人データのうち、開示、訂正、消去等の権限を有し、かつ、6ヶ月を超えて保有するものです。

個人情報取扱事業者の主な義務とは？

※下線部は、今回の改正で加わる部分です。

個人情報に関しては以下のとおりです。

- ・利用目的を特定する義務
- ・本人の同意なしに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱わない義務
- ・不正の手段により取得しない義務
- ・本人の同意なしに、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴等、特に取扱いに配慮が必要な情報を取得しない義務

・取得に際して利用目的を通知または公表する義務

個人データに関しては以下のとおりです。

- ・利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保ち、不要になったときは消去するよう努める義務
- ・安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務
- ・従業員に対して必要かつ適切な監督を行う義務
- ・委託先に対する必要かつ適切な監督を行う義務
- ・本人の同意なしに、第三者に提供しない義務
- ・第三者に提供する場合、第三者の氏名・名称など一定の事項について記録を作成する義務
- ・第三者から提供を受ける場合、第三者の氏名・名称など一定の事項を確認し、記録を作成する義務

保有個人データに関しては以下のとおりです。

- ・個人情報取扱事業者の氏名・名称、利用目的など一定の事項を公表等する義務
- ・本人から求めがあった場合に、開示、訂正等、利用停止等に応じる義務

おわりに

個人情報の重要性が叫ばれている昨今、個人情報保護の対策について、「うちは個人情報の数が少ないから関係ない」と考えることはできません。

今回の改正を機に、個人情報保護への取組み方を改めて検討してみましょう。

銀座榎の木法律事務所

パートナー弁護士 坂井雄介

ホームページ：<http://ginza-nire-law.com>

メールアドレス：sakai@ginza-nire-law.jp